

平成29年12月21日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占有許可申請に対する意見書
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成29年9月12日付け国近整琵琶調第43号にて意見照会のありました以下の占有許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占有許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本地先から野洲市野洲字坂田地先まで (左岸 6.8k+50m~8.4k+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場、多目的広場、健康広場、園路
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	76,362.11㎡

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場がある。

せせらぎ広場及びホテル広場に整備されていたせせらぎ水路及びホテル水路については河川管理者と野洲市及び守山市間で協議が実施され、平成28年から29年にかけて撤去が行われた。また、河川管理者が整備した河川管理用通路を園路（ビワイチよりみちコース）として地域活性化及び健康増進に資するために平成29年8月に国から占用許可を受けている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は小さいと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、特に新たに整備されたビワイチよりみちコースの利用状況も増加すると考えられ、今後更なる健康増進に寄与する可能性が期待でき、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

なお、従前からの要望事項については検討・改善が行われているものの一部引き続き検討が必要な事項もある。これらの検討については今回の新たな要望事項も含め、引き続き真摯に対応が行われることを求める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ① 身体障がい者用駐車スペースの確保に努められたい。また、今後ビワイチよりみちコースの駐輪場については、委員会による審査の判断を念頭におかれたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に引き続き努められたい。
- ③ 野洲川の生態系にふれあえる形態について今後検討されたい。
- ④ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、配慮するよう検討されたい。
- ⑤ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑥ 園路（ビワイチよりみちコース除く）の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑦ 施設利用者の安全確保について、新たに整備されたビワイチよりみちコースでの歩行者の通行方法を含め、さらなる配慮をされたい。
- ⑧ 植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成29年 9月12日

意見照会書の受理
第50回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による占用許可施設の審議

平成29年11月28日

・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成21年10月23日付け意見書

平成26年 9月 1日付け意見書

以上